

令和6年度**化学物質管理強調月間**を実施します

化学物質管理強調月間を、

「正しく理解 正しく管理

化学物質と向き合おう」

のスローガンの下、

令和7年2月1日～28日の間初めて実施します。

**リスクアセスメントを実施し、
リスク低減措置を図りましょう**

事業場における実施事項

- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
- ・日常の化学物質管理の総点検
- ・事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



← **長野労働局HP特設ページ**

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kagakubusshitsu_kanrikyoutyougekkkan.html

【化学物質の自律的な管理に関する自主点検表】












職場における化学物質管理について、自主点検を実施しましょう。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



| | |
|--|--|
| <p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物はリストをご覧ください。 また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p> ⇐ R6リスト R7・R8時点一覧表 ⇐ </p> |
| <p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、右の「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」の10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。</p> <p>Q&A ⇐ </p> |
| <p>③ RAを実施していますか。</p> <p>※ 建設業の場合はマニュアルに従ってRA実施した場合も可</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。・ Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。建設業の事業場におかれましては、次のマニュアルに従ってRAを実施した場合も、左の□に✓をつけてください。</p> <p> ⇐ Q&A  建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル ⇐ </p> <p>化学物質のリスクアセスメント実施支援 ⇐ </p> |
| <p>④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。・ Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合も、左の□に✓をつけてください。</p> <p>Q&A ⇐ </p> |
| <p>⑤ 安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。・ Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。 <p> ↑ Q&A</p> |
| <p>⑥ (保護具を使用している場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>保護具着用管理責任者の選任については、右のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。</p> <p> ⇐ Q&A</p> |
| <p>⑦ (化学物質の譲渡・提供を行っている場合) ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/></p> | <p>化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。・ Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。 <p>Q&A ⇐ </p> |